

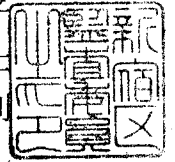


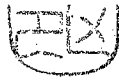
新宿区監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
定期監査の結果に基づき新宿区長が講じた措置について別紙のとおり公表する。

令和2年11月10日

新宿区監査委員 白井裕子
同 小池勇士
同 國井政利
同 豊島あつし



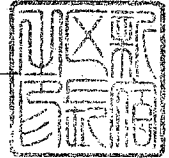


2 新総総第 2488 号

令和 2 年 11 月 10 日

新宿区監査委員 白 井 裕 子 様
同 小 池 勇 士 様
同 國 井 政 利 様
同 豊 島 あつし 様

新宿区長 吉 住 健



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 9 月 3 日付け 2 新監査第 172 号による「令和 2 年度定期監査（前期）結果報告書」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。



令和2年度 定期監査（前期）（令和2年9月）

【都市計画部】 契約内容の変更手続を適正にされたいもの

1 監査結果の内容（要約）

建築指導課（以下「課」という。）では、委託契約を締結し、地震ハザードマップの印刷及び新聞への折り込みを行った。

本契約は、地震ハザードマップを15万部印刷し、そのうちの9万8,000部を新聞に折り込み、残りの5万2,000部を課に納入するものであったが、実際に折り込まれたのは8万6,750部であり、これに伴う契約内容の変更手続は行われていなかった。

本契約の約款第12条第1項では、契約内容の変更について、「甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる」と規定されている。

課は、新聞への折り込み件数が契約件数を下回ることが判明した時点で、受託者と協議の上、折り込み件数等について契約内容を変更するとともに、契約金額についても協議すべきであったが、こうした事務処理を怠り全額を支出していたことは、契約に係る事務処理として不適正である。

課においては、契約に関する基本的な手続を理解し、契約内容の変更手続を適正にされたい。

2 講じた措置の概要

本業務委託については、新聞折り込み業務の性質上あらかじめ数量が確定できないことから、混合契約とする必要があったところ、直近の平成29年度契約を参考に総価契約として締結した。また、総価契約とした場合でも、折り込み件数が契約件数を下回ることが判明した時点で、約款に基づき受託者と協議の上、契約内容を変更するとともに、契約金額について協議し、書面にて取り交わす必要があったが、こうした事務処理をせずに全額を支出した。

指摘を受けた事例の根本原因は、契約に関する基礎的な知識が欠けていたこと、また、契約の約款に基づき変更手続を行うことが必要であることの認識が不足していたものである。

指摘後、都市計画部経営会議において、都市計画部長から部内の全管理職に、本件は契約事務の不適正な処理であり、再発防止のため、今年度契約の事務処理の再確認及び契約事務規則等に基づく適正な事務処理の徹底を命じた。また、本件に加え、監査結果で「全庁で広く見られたリスク」とされた事項も含め、部全ての事例について各々図解でわかりやすく示した事例集を作成し、他課の指摘も含め部内全職員で事例の共有を図り、今後の事務の適正化を図っていくこととした。なお、今年度契約にお

いて、新型コロナウイルスの影響により契約内容に変更が生じている事業については、既に受託者と協議を行っている。

建築指導課では、課連絡会等を通じて、契約事務に関する基本的事項や手順を再確認した。また、今後は、契約締結時・履行中・支出の各段階において、契約事務規則等に基づき、適正な契約内容で、適正に手続きが行われているかの確認を徹底する。特に、履行中に契約内容に変更等が生じるときには、係長、課長への報告・相談を徹底し、必要な手続きを確認しながら取り組んでいく。また、本ハザードマップの作成が数年に一度の不定期な業務であるため、本件について後任者へ申し送り、再発を防止する。

なお、指摘を受けた差額分について、受託者より返金する旨の申し出があり、令和2年9月17日付で返金されたことを確認した。